

障害者活躍推進計画に基づく取組みの実施状況

1 機関名

鳥羽市役所

2 任命権者

鳥羽市長、鳥羽市教育委員会、鳥羽市議会議長、鳥羽市消防本部消防長

3 評価年度

令和5年度

4 目標に対する達成度

採用に関する目標

(市長部局・議会事務局・消防本部)

目 標	目標値	実績値
毎年6月1日時点の 法定雇用率以上	法定雇用率 2.6%	実雇用率 2.95%

(教育委員会)

目 標	目標値	実績値
毎年6月1日時点の 法定雇用率以上	法定雇用率 2.6%	実雇用率 3.81%

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ① 障害者雇用推進者として総務課長を選任した。
- ② 必要に応じて、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（三重労働局、伊勢公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、関係者間で役割分担及び各種相談先に係る情報を共有している。
- ③ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員が在籍することとなった場合は、総務課人事係を障害者である職員の相談窓口を設定している。

- ④ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行っている。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ① 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行っている。
- ② 在職中に疾病・事故等により障害者となった職員がその障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討を行っている。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ① 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じている。
- ② 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施している。
- ③ 募集・採用については以下の取扱いを行っていない。
 - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努めている。